

様式第1号(第3条関係)

| | | | |
|---|---|-----------------------------|--|
| 道路工事施行承認申請書(新規・変更) (年 月 日 第 号) 年 月 日 | | | |
| 燕市長 様 | | 申請人 住 所 氏 名 電 話() | ㊟ |
| | | 代理人 住 所 氏 名 電 話() | ㊟ |
| 燕市道路工事承認規則第3条の規定により申請します。 (根拠法令 道路法第24条) | | | |
| 工 事 の 目 的 | 公共用・営業用・家庭用・その他 | 工 事 の 場 所 | 燕市 番地地先 (路線名 市道.....号線) |
| 工 事 の 内 容 | 構造及び数量等 | 工 事 の 方 法 | 直営・請負 住 所..... 氏 名..... 担当者..... 電話() |
| 工 期 | 年 月 日(承認の日) から 年 月 日まで | 予 算 額 事 | |

| | |
|--------------------------------|---|
| 道 路 工 事 施 行 承 認 書 | |
| 第 号 年 月 日 | |
| 上記申請の道路工事の施行について、次の条件を付して承認する。 | |
| 燕市長 | |
| 1 工事期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 2 条 件 | (1) 道路工事施行承認に係る承認基準を遵守すること。 (2) 別記のとおり |

◎承認条件

| |
|--|
| ・工事の施行により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。 |
| ・検査完了後2年以内に、工事に起因して補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。 |
| ・完了後の利用形態に起因して必要となった維持補修は承認工事者の負担とする。 |

留 意 事 項

- 1 工事を着手しようとするときは、3日前(道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前)までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
- 2 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ承認変更申請書に関係書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 3 当該工事に起因して道路の区域が不明瞭になる場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界に標柱等を設置すること。
- 4 工事が完了した場合は、直ちに工事の完了届に工事着手前、工事中及び工事完了写真を添えて提出し、検査を受けること。
- 5 工事に伴う危険防止のため、燕市道路工事施行承認に係る承認基準に準じ、保安上必要な措置を講ずること。

承認申請書添付書類(該当数字を○で囲むこと。)

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 位置図 | ⑩ 土地境界確認書等写し |
| ② 公図の写し | ⑪ 帰属承諾書 |
| ③ 平面図 | ⑫ 損害賠償責任負担請書 |
| ④ 横断面図、縦断面図、構造図 | ⑬ 通行禁止・制限申請書 |
| ⑤ 構造設計計算書 | ⑭ 土地交換申請書 |
| ⑥ 事業計画概要書 | ⑮ 予算議決書写し |
| ⑦ 他法令の許認可書等写し | ⑯ 現況写真 |
| ⑧ 地価埋設物等の図面及び調書 | ⑰ その他市長が必要と認める書類 |
| ⑨ 隣接の土地所有者等関係権利者の同意書 | |

提出部数 正本1部(市役所保管用)

副本1部(添付書類コピー可 承認書として申請者に返却)

付 記

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、燕市長に審査請求をすることができます。
また、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、新潟県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、次に掲げる場合には、当該審査請求に対する裁決を経ることなく、再審査請求をすることができます。
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決、上記1の再審査請求もしたときは当該再審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、燕市を被告(訴訟においては燕市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。